「セーフティドライブ・チャレンジ100運動」実施要領

項目	実 施 内 容					
1 目的	年末年始にかけての繁忙期を機に、交通事故ゼロを目指し、安全・確実な輸					
	送で運送事業の使命を達成して、事業所の信用・信頼をより一層向上させる。					
2 運動期間	平成30年12月1日から平成31年3月10日までの100日間					
3 対象事業所	対人または対物契約締結の組合員					
4 海動の手上	○ 死亡・重大事故の防止					
4 運動の重点	○ 多発している追突・交差点・構内での交通事故防止					
	各組合員単位で、運動期間中における交通事故ゼロを目指します。					
	同封の「運動ポスター」及び「無事故カレンダー」を事務所等に掲示して、					
	日々、「無事故シール」をカレンダーに貼付するなど、事業所ぐるみで取組ん					
	でください。					
	特に、上記「運動の重点」に配意した独自の各種事故防止活動(下記の≪取					
	組み例≫参照)を推進していただきますようお願いします。					
5 運動期間中	≪取り組み例≫					
の取組み	ドライバーひとりひとりに対し、交通安全・事故防止意識の高揚を図るため、					
♥ プロスが正々ア	○ 点呼時の一言アドバイス					
	例)降車して死角の安全確認、停止するまで前方注視					
	○ 「安全情報」の活用					
	例) 全ドライバーへ配布、事務所出入り口への掲出					
	○ 呼称(コメンタリ一)運転の推進					
	○ 危険予知トレーニング (KYT) の推進					
	例)少人数による討議、ヒヤリハットの発表					
	(1) 下記の≪表彰基準≫を満たした組合員には、表彰状を贈呈します。					
	なお、副賞の贈呈はありません。					
6 表彰の実施	《表彰基準》					
	① 特定の事故について					
	運動の重点である「死亡事故」、「重大事故」、「追突事故」、「交					
	差点事故」、「構内事故」の発生が1件もないこと。					

項目	実 施	内 容						
	② 契約台数ごとの事故件数について 共済契約車両台数区分毎の事故件数が、下表のとおりであること。							
	共済契約車両台数 期間中の事故件数 (対人・対物契約) (対人・対物事故)							
	2 9 台以下	事故なし						
	30台~49台	1件以内						
	50台以上	2件以内						
	 (注1) 共済契約車両台数は、対人または対物共済契約を締結している車両の台数とし、1台の車両が対人、対物ともに契約している場合でも1台と数えます。 (注2) 期間中に契約台数が増減し、台数区分に変更を生じた場合は、運動開始時の台数とします。 (注3) 事故件数は、対人事故および対物事故の件数を数えるものとし、1件の事故で対人事故と対物事故が重複する場合の事故件数については、1件の事故として数えます。 (注4) 車両事故および搭乗者事故は、事故件数として数えません。 							
	(2) 下記の場合は、表彰対象外としま	(2) 下記の場合は、表彰対象外とします。						
	ア 運動期間中に対人、対物の契約を全て解約した場合							
	イ 運動期間中に新規に組合員とし	て契約を締結した場合						
	同封の「セーフティドライブ・チャレ	ンジ 100 運動期間中の取組み」に、事						
7 取組み内容	業所における運動期間中の取組み内容	(予定を含む)をご記入の上、組合事務						
の送付	局あてFAXにてご送付ください。							
(お願い)	ご送付いただいた内容につきましては、「安全情報」でご紹介させていただ							
	くなど、組合員皆様の交通事故防止活動	の推進に活用させていただきます。						

セーフティドライブ・チャレンジ 1 O O 運 動 期 間 中 の 取 組 み

【実施期間:平成30年12月1日~平成31年3月10日】

会 社 名

	取	組	み	内	容	(具体的にご記入をお願いします。)
0						
0						
0						

セーフティドライブ・チャレンジ 100 運動の重点

- 〇 死亡・重大事故の防止
- 多発している追突・交差点・構内での交通事故防止

【送付先】

三重県交通共済協同組合

安全事故防止部

担当:濱口、大橋、髙橋、池口

Fax 059-228-9876